

河川法

1. 案内情報

- 手続名 : 許可工作物の用途廃止の届出
手続根拠 : 河川法第31条第1項
手続対象者 : 許可工作物の設置者
提出時期 : 工作物の用途を廃止したとき
提出方法 : 工作物を用途廃止する旨を記載した届出書を作成し、当該工作物について河川法第26条第1項の許可を行った地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局に提出して下さい。
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 届出書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局にお問い合わせ下さい。
申請書様式 : 届出書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例 : 届出書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先・相談窓口 :

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311 (内線5349)
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171 (内線3566)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151 (内線3566)
北陸地方整備局河川部水政課	025-233-5469 (内線3566)
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119 (内線3566)
近畿地方整備局河川部水政課	06-942-1141 (内線3566)
中国地方整備局河川部水政課	082-227-1066 (内線3566)
四国地方整備局河川部水政課	087-851-8061 (内線3566)
九州地方整備局河川部水政課	092-476-3450 (内線3566)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 上記問い合わせ先

3. 手続情報

- 審査基準 :
標準処理期間 :
不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。